

11月は冬タイヤ装着月間です！

～安全で確実な冬道運転のために～

秋田県内では、11月に入ると降雪や朝夕の気温低下により、路面が滑りやすくなり、夏タイヤ使用によるスリップ事故や、走行不能に陥る車両、ノロノロ運転による渋滞発生などが非常に多くなります。

その対策として、平成16年度から初冬期の11月を「冬タイヤ装着月間」として早期の冬タイヤ装着を促す運動を実施してきたところです。

今冬も以下のとおり、事故や渋滞の軽減を図る運動を行うこととしましたのでお知らせします。

【本運動の概要】

1. チラシ・ポスターによる早期装着運動

- ・期 間：平成30年10月
- ・場 所：秋田県内全域
- ・協力機関：（一社）秋田県交通安全協会、（公社）秋田県トラック協会、
（公社）秋田県バス協会、（一社）日本自動車連盟（JAF）
など、計58団体・機関

2. 冬タイヤ装着率調査 ※平成23年から実施

- ・調 査 日：平成30年11月の週初めから実施予定
- ・調査地点：秋田県内3箇所 of 峠部
①国道7号「矢立峠」②国道13号「雄勝峠」③国道46号「仙岩峠」
※調査結果については随時発表します。

【発表記者会】

秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲・湯沢支局、秋田建設工業新聞社、建設新聞社秋田支局、能代記者クラブ、北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局	
秋田河川国道事務所 電話	018-823-4167（代表）
副所長（道路）	いわぶち あつし 岩 渕 敦（内線205）
湯沢河川国道事務所 電話	0183-73-3174（代表）
副所長（道路）	すすき いたる 鈴 木 之（内線205）
能代河川国道事務所 電話	0185-70-1001（代表）
副所長（道路）	きむら きょういち 木 村 恭 一（内線205）

11月は

冬タイヤ

安全で確実な 冬道運転のために

ノーマルタイヤでの冬道走行は
罰則対象となります。

罰金：5万円以下（道路交通法）

反則金：大型7千円 / 普通6千円
二輪6千円 / 原付5千円

秋田県道路交通法施行細則
第11条(5)

積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)又は鎖を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

装着月間

11月に入ると、もう危ない!

過去10年の初雪日と
初積雪ランキンク

1位 平成21年

初雪日 11月2日

初積雪日 11月3日

2位 平成28年

初雪日 11月9日

初積雪日 11月9日

3位 平成25年

初雪日 11月11日

初積雪日 11月11日

秋田地方気象台のデータより
(観測地点：秋田)

冬タイヤ装着運動は、国土交通省東北地方整備局のほか、秋田県建設部、秋田県警察本部など多くの機関の協力を得て実施しています。